

蔵王中学校スクールバス運行管理業務委託 仕様書

1 業務名

蔵王中学校スクールバス運行管理業務委託

2 業務場所

蔵王町大字円田字西浦上 30 番地外

3 履行期間

契約期間：契約締結日翌日から令和 14 年 3 月 31 日まで

運行期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

4 業務委託内容

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は蔵王町が発注する蔵王中学校スクールバス運行管理業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書において、「甲」とは発注者となる蔵王町をいい、「乙」とは受注者となる者のことをいう。

(一般業務)

第 2 条 乙は、本業務の履行に関し、第 5 条に規定する委託車両を善良な管理者の注意義務をもって管理し、かつ、道路交通法令等を遵守し、迅速に業務を履行するものとする。

2 本業務は、蔵王町中学校生徒バス通学利用管理規定（令和 8 年蔵王町教委規程第 1 号）に基づいて履行するものとする。

(運行管理責任者)

第 3 条 乙は、運行管理責任者を定め、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 運行管理責任者は、乙の本業務実施における責任者であり、甲の指示を受け、運行従事者に対する日常業務の指揮監督を行う。

3 運行管理責任者が緊急の病気その他の事由により本業務を遂行できないときは、甲の業務に支障をきたさないよう乙は迅速に代務者を手配しなければならない。

4 運行管理責任者は、第 4 条の運行従事者を兼ねることができないものとする。

(運行従事者)

第 4 条 乙は、次の各号に該当する運行従事者を定め、あらかじめ甲に通知するものとする。

(1) 中型自動車免許以上を有すること。ただし、中型自動車第二種免許を有する者を優先することとし、二種免許を有しない場合は、自家用有償旅客運送運転者講習（または同等の研修）を修了した者であること。

(2) 自動車（車両総重量 3.5t 以上推奨）の運転実務経験を 3 年以上有すること。なお、

旅客輸送経験がない場合は、乙が作成し甲の承認を得た計画に基づく社内安全教育および実技研修を計5時間以上受講した者であること。

(3) 乙が定める健康管理基準（定期健康診断、服薬状況の申告等）を遵守し、運行管理者が健康状態が良好であると確認した者であること。65歳以上の運転者を配置する場合は、NASVA（ナスバ）の適性診断を受診し、その結果を甲に提出すること。

(4) 運行従事者の中からリーダー（主任運転手）を定め、毎日の安全確認および点呼を統括させること。

(5) 運行開始前および年度内に、乙が作成し甲の承認を得た安全運転研修およびルート習熟研修を必須として受講すること。

（車両の委託場所）

第5条 甲が乙に車両管理を委託する車両及び場所並びにその他詳細は、別紙1のとおりとする。

2 何らかの事情により前項に規定する車両の運行が困難となった場合、災害による場合を除き乙の負担により搭乗者全員を確実に乗車させることができる代替車両を準備し、本業務を引き続き遂行すること。なお、代替車両の車種は問わないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、台数等を変更する場合は、事前に甲乙双方で協議するものとし、その内容をスクールバス運行管理業務委託打合簿（様式1）に記録するものとする。

（運行期間等）

第6条 乙は、次の期間等について本業務を行うものとする。

(1) 運行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間の蔵王町立蔵王中学校（以下、「蔵王中学校」という。）の登校日とする。

①登校日については、別紙3（予定運行日数表）を参考とし、学校又は蔵王町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から別に示す。

②令和9年4月1日から令和9年4月7日までの間を試走可能期間とし、試走日及び実施内容は契約後、別に示す。

(2) 履行時間帯

本業務は、本条（3）の時間帯で履行することを原則とする。なお、登下校運行時間外の空き時間については、原則として乙の管理下における休憩・待機時間とする。ただし、第18条に規定する車両の回送等の業務が発生する場合はこの限りではない。

(3) 履行内容

① スクールバスの運行経路

【1号車】 東根コース

【2号車】 向山コース

【3号車】 松ヶ丘コース

【4号車】 神の湯コース

【5号車】 メルキュールほかコース

（※詳細ルート・バス停・時刻は別紙2のとおり）

②長期休業期間中の部活動の運行について

夏休み等の長期休業期間中において、部活動実施に伴う登校日は、1号車から5号車を運行するものとする。運行時刻は契約後別に示す。

③運行回数等

運行回数は原則として登校時1回、下校時2回とする。ただし、長期休業期間中の部活動実施日は、登校時2回、下校時2回を基本とする。運行回数については、学校行事等により甲が変更を指示する場合がある。

④予定運行日数

年間219日程度（うち長期休業期間中の部活動実施日数は19日程度）。

（年間走行距離）

第7条 管理対象車の予定走行距離は、別紙1の「年間予定走行距離」のとおりである。なお、予定走行距離は登下校ルートに基づく算定であり、実績により増減があることに留意すること。

（業務の内容）

第8条 甲が乙に委託する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 車両の保守点検及び管理（整備工場への回送・持ち込み対応を含む）、運行計画における人員の配置
- (2) スクールバスの運行（登下校及び部活動等に伴う輸送）
- (3) 車両の日常点検（運行前後の点検も含む）
- (4) 燃料及び油脂類等の補給（甲の負担に基づき、乙が実務を行う）
- (5) 車両の清掃、洗車、ワックスがけ
- (6) 事故処理に関する業務
- (7) タイヤ交換（シーズン履き替え）に伴う指定業者等への車両の持ち込み
- (8) 前各号に付帯する業務

（業務の履行）

第9条 乙又は運行管理責任者は、甲又は監督職員の指示に対し、適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 本業務における月ごとの詳細な運行スケジュールは、スクールバス運行計画表（様式2）および学校が発行する行事予定表等により、毎月甲が乙に通知、または乙が作成し甲の承認を受けるものとする。
- 3 運行管理責任者は前項の運行計画表に基づき、適切に車両及び運行従事者を配置するものとする。
- 4 乙は、運行管理責任者及び運行従事者が、本業務の履行に必要な知識（児童生徒の安全確保、接遇、安全運転等）を確保するように努め、適切な教育（年1回以上の安全研修等）を行うこと。なお、研修計画については事前に甲の承認を得ること。

（業務の履行体制）

第10条 本業務の履行にあたって、以下の体制を確保することとする。

- (1) 緊急時や気象状況等により、運行計画によらない運行（繰り上げ下校等）の必要性が

生じた場合は、監督職員の指示に基づき速やかに対応すること。

(2) 甲からの指示に的確に対応するため、乙は複数連絡手段を確保し、本業務の履行体制(様式4)により事前に甲の承諾を受けること。

(3) 乙は、所定の運行従事者が急遽運行不能となった場合でも、代務者により業務が継続できるバックアップ体制を構築すること。この際、代替者も本仕様書第4条に定める要件を満たす者でなければならない。

(4) 運行従事者は、各コースのリーダー(第4条第4号)の下、運行前後のアルコール検知器による測定、健康チェック、および車両の安全点検を相互に確認し合う体制を構築すること。

(5) 65歳以上の運行従事者を配置する場合、乙は定期的にNASVAの講習等の受講を促すとともに、特に健康管理状況の把握に努めなければならない。

(6) 災害時等において、通常時間外に緊急運行が必要となる場合、連絡後概ね45分以内に指定の配置場所に運行従事者が参集できる体制を確保すること。

(履行の報告及び確認)

第11条 運行管理責任者は、スクールバス運行日誌(様式3)を作成し、1カ月分を翌月10日までに監督職員に提出し、報告するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき本業務の履行を確認する。

(業務委託料)

第12条 業務委託料の支払いは、契約に基づき年度ごとに行うものとする。

(損害賠償及び保険)

第13条 乙は、本業務の実施中に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

第14条 甲が車両リース契約等に基づき加入する自動車保険(対人・対物等)の範囲を超える損害、又は保険が適用されない事由による損害については、乙がその賠償責任を負い、費用を負担するものとする。

(児童生徒等の安全の確保)

第15条 乙は、児童生徒等の乗降の際は必ず安全確認を行うとともに、運行終了後は車内の隅々まで点検を行い、置き去りや残留者がいないことを確実に確認すること。

(費用負担)

第16条 本業務にかかる費用負担(修理、消耗品等)は、別紙4の費用負担区分表に基づき、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

(燃料等の補給)

第17条 車両に使用する燃料は別紙1の規格とし、甲が指定する販売店において補給するものとする。

2 給油の際、乙は販売店に対し甲の課名を告げ、給油完了後は伝票に適切に署名(サイン)を行うものとする。

3 燃料代の実費は、前項の伝票等に基づき甲が直接精算するものとし、乙による代金の支払いは不要とする。

(保守点検)

第 18 条 乙は、走行距離概ね 5,000 k m 毎のエンジンオイル交換、及び法定点検（車検、3 カ月点検等）、タイヤ交換（冬用タイヤへの履き替え等）を遅滞なく実施できるよう、甲及び指定工場と調整し、車両の回送（整備工場等への持ち込み及び引き取り）及び立ち会い業務を行うこと。

(事故報告)

第 19 条 運行従事者は、業務履行中に事故（自損・人身・物損を問わず）が発生したときは、直ちに負傷者の救護及び警察への通報を行い、速やかに運行管理責任者及び監督職員に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 20 条 乙は、業務に関して知り得た秘密（生徒の氏名、住所、家庭環境等）及び個人情報等を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後においても同様とする。

(その他)

第 21 条 本業務（登下校・部活動等）以外の、校外学習等の校外活動に伴う輸送業務については、本業務の委託範囲には含まないものとする。

2 前項の校外活動に係る輸送が発生した場合は、甲乙協議のうえ、別途契約等の適切な措置を講じるものとする。

3 本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

【参考：添付書類一覧】

別紙 1：車両詳細・燃料・走行距離等一覧

別紙 2：スクールバス運行経路・バス停・時刻図面

別紙 3：予定運行日数表（年間カレンダー等）

別紙 4：費用負担区分表

様式 1：スクールバス運行管理業務委託打合簿

様式 2：スクールバス運行計画表

様式 3：スクールバス運行日誌

様式 4：業務の履行体制（連絡体制等）